

第2回嬉野市議会定例会議案

平成29年6月2日提出

嬉 野 市

報告番号	提出年月日	報告名	頁
2	平成29年6月2日	専決処分（第1号）の報告について	1
3	〃	平成28年度嬉野市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	別冊
4	〃	平成28年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	〃
5	〃	議決事件に該当しない契約の報告について	〃

議案番号	提出年月日	議案名	頁
33	平成29年6月2日	専決処分（第2号）の承認を求めることについて（嬉野市税条例等の一部を改正する条例について）	3
34	〃	専決処分（第3号）の承認を求めることについて（嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）	16
35	〃	専決処分（第4号）の承認を求めることについて（平成28年度嬉野市一般会計補正予算（第10号））	別冊
36	〃	専決処分（第5号）の承認を求めることについて（平成29年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））	〃
37	〃	嬉野市発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上協議会条例について	19
38	〃	嬉野市工場立地法準則条例について	22
39	〃	嬉野市特別用途地区内の建築物の制限に関する条例について	24
40	〃	嬉野市個人情報保護条例及び嬉野市情報公開条例の一部を改正する条例について	28
41	〃	嬉野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	32
42	〃	嬉野市営駐車場条例の一部を改正する条例について	34
43	〃	佐賀縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について	36
44	〃	平成29年度嬉野市一般会計補正予算（第1号）	別冊
45	〃	平成29年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	〃
46	〃	平成29年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）	〃

報告第2号

専決処分（第1号）の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成29年6月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

専決処分第1号

専決処分書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年3月22日

嬉野市長 谷口 太一郎

- 1 事案の内容
体育の授業中に発生したけがに対する損害賠償
- 2 事案発生年月日
平成27年5月19日
- 3 事案発生場所
嬉野市嬉野町大字下宿乙1647番地 嬉野小学校
- 4 損害賠償額
金877,600円
- 5 損害賠償の相手方
嬉野市在住 男性

議案第33号

専決処分（第2号）の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年6月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 地方税法等の改正に伴い、条例の一部を改正し、平成29年4月1日から施行する必要があった。

専決処分第2号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、嬉野市税条例（平成18年嬉野市条例第51号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成29年3月31日

嬉野市長 谷口 太一郎

嬉野市条例第13号

嬉野市税条例等の一部を改正する条例

(嬉野市税条例の一部改正)

第1条 嬉野市税条例（平成18年嬉野市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第33条第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定配当等申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第33条第6項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定株式等譲渡所得金額申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第34条の9第1項中「第33条第4項の申告書」を「第33条第4項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第6項の申告書」を「同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第2章第1節第6款」を「同節第6款」に改める。

第48条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に改め、「とする」の次に「。第5項第1号において同じ」を加え、「によって」を「により」に改め、同条第5項中「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、同条第6項中「によって」を「により」に、「第75条の2第7項」を「第75条の2第9項」に改め、同条第7項中「によって」を「により」に改める。

第50条第1項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第2項中「とする」の次に「。第4項第1号において同じ」を加え、同条第4項中「法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）」に、「（当該修正申告書」を「（当該増額更正」に、「同条第1項」を「法第321条の8第1項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があった」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に、「第48条の15の5第3項」を「第48条の15の5第4項」に改め、同項第2号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）まで」に改める。

第61条第8項中「、第349条の4又は第349条の5」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

第61条の2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

第63条の2の見出し中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第63条の3の見出し中「あん分」を「按分」に改め、同条第1項中「あん分の」を「按分の」に改め、同項第5号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第2項中「あん分の」を「按分の」に、「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域(第74条の2において「被災市街地復興推進地域」という。)が定められた場合(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第74条の2において同じ。)には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同項第六号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第3項中「あん分」を「按分」に改める。

第74条の2第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度分」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第5条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第8条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

附則第10条を次のように改める。

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

附則第10条の2第5項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第6項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」

に改め、同条第7項中「附則第15条第31項」を「附則第15条第30項」に改め、同条第8項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第32項第1号イ」に改め、同条第9項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第32項第1号ロ」に改め、同条第10項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第32項第2号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第32項第2号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第33項第2号ハ」を「附則第15条第32項第2号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第14項を削り、同条第15項を同条第16項とし、同条第13項の次に次の2項を加える。

14 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

15 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第10条の3第2項中「附則第7条第2項」を「附則第7条第3項」に改め、同条第4項中「附則第12条第21項第2号」を「附則第12条第21項第1号ロ」に改め、同条第5項第2号中「附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される」を「附則第12条第24項において準用する」に改め、同条第6項中「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同条第7項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第28項」を「附則第12条第30項」に改め、同項第6号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第36項」を「附則第12条第38項」に改め、同条第9項中「に施行規則附則第7条第11項」を「に施行規則附則第7条第14項」に、「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同項第5号中「施行規則第7条第11項」を「施行規則附則第7条第14項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第8項の次に次の2項を加える。

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第16条第3項中「次項」を「以下この条（第5項を除く。）」に改め、同条に次の3項を加える。

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成3

1年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2を次のように改める。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請

をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第16条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。

附則第16条の3第2項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の次に「（次に掲げる場合を除く。）」を加え、「第33条第1項」を「同条第1項」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

附則第17条の2第1項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第4項」を「附則第34条の2第1項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第1項の」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第9項」を「附則第34条の2第10項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

附則第20条の2第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において）」を「特例適用配当等申告書（）」に、「ものに限り、その時まで提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出さ

れた場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第20条の3第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「条約適用配当等申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第20条の3第6項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）」を「同条第4項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

第2条 嬉野市税条例の一部を次のように改正する。

附則第16条第2項から第4項までを削る。

(嬉野市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 嬉野市税条例等の一部を改正する条例（平成26年嬉野市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第6条の表新条例附則第16条第1項の表第82条第2号アの項の項の左

欄及び中欄中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第5条の規定 公布の日

(2) 第1条中附則第5条第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成31年1月1日

(3) 第2条の改正規定 平成31年10月1日

(4) 附則第10条の2第15項を同条第16項とし第13項の次に2項を加える改正規定(同条第15項に係る部分に限る。) 都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年法律第26号)の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の嬉野市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第2号に掲げる規定による改正後の嬉野市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第48条第3項及び第5項並びに第50条第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第61条第8項及び附則第10条(地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号。第4項及び次条第2項において「改正法」という。))による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。)第349条の3の4に係る部分に限る。)の規

定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等（第四項において「震災等」という。）に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例第61条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4 新条例第63条の3第2項及び第74条の2の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法（以下この条において「旧法」という。）第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 市長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを嬉野市税条例第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この条において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができる

ものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（嬉野市税条例第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

（嬉野市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 嬉野市税条例等の一部を改正する条例（平成29年嬉野市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中嬉野市税条例附則第16条第1項の表を改める改正規定の次に次のように加える。

附則第16条の2を次のように改める。

第16条の2 削除

議案第34号

専決処分（第3号）の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年6月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 地方税法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正し、平成29年4月1日から施行する必要があった。

専決処分第3号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、嬉野市国民健康保険税条例（平成18年嬉野市条例第161号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成29年3月31日

嬉野市長 谷口 太一郎

嬉野市条例第12号

嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

嬉野市国民健康保険税条例（平成18年嬉野市条例第161号）の一部を次のように改正する。

第23条第2号中「26万5千円」を「27万円」に改め、同条第3号中「48万円」を「49万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の嬉野市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第37号

嬉野市発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上協議会条例
について

嬉野市発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上協議会条例を別紙のよ
うに制定する。

平成29年6月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上について協議する場を設
けるため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、条例を制定する
必要がある。

嬉野市発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上協議会条例

(設置)

第1条 発達障害に関する専門的・実践的知識を有する教職員を育成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、嬉野市発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 専門家を活用した学校経営計画等の策定に関すること。
- (2) 合理的配慮の提供に係る体制整備の在り方に関すること。
- (3) 発達障害の可能性のある幼児児童生徒を取り巻くいじめの防止、不登校対策等の生徒指導上の学校問題に対する体制整備の在り方に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、児童生徒の発達障害支援体制に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから嬉野市教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 識見を有する者
- (3) 保護者代表
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、必要と認めるときは、関係者に対し協議会への出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

議案第38号

嬉野市工場立地法準則条例について

嬉野市工場立地法準則条例を別紙のように制定する。

平成29年6月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 工場立地法の規定に基づき、緑地面積率等を市独自の基準で定める条例を制定する必要がある。

嬉野市工場立地法準則条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）

第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 法第4条の2第1項に規定する区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
久間工業団地	100分の5以上	100分の10以上

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第39号

嬉野市特別用途地区内の建築物の制限に関する条例について

嬉野市特別用途地区内の建築物の制限に関する条例を別紙のように制定する。

平成29年6月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 新幹線嬉野温泉駅(仮称)周辺地区における用途の規制及び誘導を行うため、嬉野市特別用途地区内の建築物の制限に関する条例を制定する必要がある。

嬉野市特別用途地区内の建築物の制限に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)

第49条第1項の規定に基づき、特別用途地区内における建築物の建築の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)で使用する用語の例による。

(適用区域)

第3条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により告示された嬉野都市計画特別用途地区の区域に適用する。

(建築制限)

第4条 別表左欄に掲げる特別用途地区内においては、同表右欄に掲げる建築物は、建築してはならない。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第5条 法第3条第2項の規定により前条の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前条の規定は適用しない。

(1) 増築又は改築が基準時(法第3条第2項の規定により前条の規定の適用を受けない建築物について、同項の規定により引き続き同条の規定(同条の規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。)の適用を受けない期間の始期をいう。以下同じ。)における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計)及び建築面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計)が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項並びに法第53条の規定に適合すること。

(2) 増築後の床面積の合計が、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(3) 増築後の前条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、基準時における当該床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(4) 用途の変更(令第137条の18に規定する類似の用途相互間におけるものを除く。)を伴わないこと。

(既存の建築物の用途変更に係る類似の用途)

第6条 令第137条の19第3項の規定により指定する類似の用途は、令第137条の18に規定する類似の用途とする。

(罰則)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

(2) 法第87条第2項において準用する第4条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

(両罰規定)

第8条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、嬉野都市計画特別用途地区の決定の告示の日から施行する。

別表(第4条関係)

特別用途地区	建築してはならない建築物
<p>第一種新幹線嬉野温泉 駅周辺拠点形成地区 (嬉野温泉駅西地区)</p>	<p>1 法別表第2(に)項第2号から第8号までに掲げるもの 2 法別表第2(ほ)項第2号及び第3号に掲げるもの 3 法別表第2(へ)項第3号及び第5号に掲げるもの</p>
<p>第二種新幹線嬉野温泉 駅周辺拠点形成地区 (嬉野温泉駅東地区)</p>	<p>1 法別表第2(に)項第2号、第5号及び第6号に掲げるもの。ただし、第6号のうち、ペットを飼育し、収容する15平方メートルを超える畜舎を除く。 2 法別表第2(ほ)項第2号に掲げるもの 3 法別表第2(へ)項第3号及び第5号に掲げるもの 4 危険物の貯蔵又は処理に供するもので、第二種中高層住居専用地域内に建築してはならないもの</p>

議案第40号

嬉野市個人情報保護条例及び嬉野市情報公開条例の一部を改正する条例について

嬉野市個人情報保護条例（平成21年嬉野市条例第21号）及び嬉野市情報公開条例（平成26年嬉野市条例第33号）の一部を別紙のように改正する。

平成29年6月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 個人情報の保護に関する法律等の一部改正等に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市個人情報保護条例及び嬉野市情報公開条例の一部を改正する条例

(嬉野市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 嬉野市個人情報保護条例(平成21年嬉野市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。)を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、同条第7号中「第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第36条第2号において同じ。)」を加え、同号を同条第8号とし、同条中第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第6条第2項中「次に掲げる個人情報」を「要配慮個人情報(本人の信条及び社会的身分が含まれる個人情報に限る。)」に改め、同項ただし書中「当該個人

情報」を「当該要配慮個人情報」に改め、同項各号を削る。

第6条第3項中「当該個人情報」を「同項の要配慮個人情報」に、「個人情報を収集する」を「当該要配慮個人情報を収集する」に改める。

第7条第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 保有個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第9条第2項中「利用又は」を「利用し、又は」に改める。

第11条第2項中「き損」を「毀損」に改める。

第14条第2項中「き損」を「毀損」に改め、同条第3項中「の受託事務」を「に規定する受託事務」に、「又は前項」を「又は同項」に改める。

第17条第2号中「又は開示請求者以外」を「若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外」に改め、同号ウ中「及び日本郵政公社」を削り、同条第6号カ中「、国」を削る。

第18条第2項中「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える。

第23条中「すべて」を「全て」に改める。

第26条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)」を削る。

第36条第2号中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。

第46条第5項中「任期は」を「任期は、」に改める。

第47条第3項中「分類又は」を「分類し、又は」に改める。

第56条を次のように改める。

第56条 削除

(嬉野市情報公開条例の一部改正)

第2条 嬉野市情報公開条例(平成26年嬉野市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「記述等」の次に「(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一

切の事項をいう。次条第2項において同じ。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年9月1日から施行する。ただし、第1条中嬉野市個人情報保護条例第36条第2号及び第56条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正後の嬉野市個人情報保護条例(以下「改正後条例」という。)第2条第3号に規定する実施機関が保有している個人情報であつて、改正後条例第2条第2号に規定する要配慮個人情報を含むものについての改正後条例第7条第1項の規定の適用については、同項中「新たに開始しようとする」とあるのは「現に行っている」と、「あらかじめ」とあるのは「嬉野市個人情報保護条例及び嬉野市情報公開条例の一部を改正する条例(平成29年嬉野市条例第 号)の施行後遅滞なく」とする。

議案第41号

嬉野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市職員の育児休業等に関する条例（平成18年嬉野市条例第35号）の一部を別紙のように改正する。

平成29年6月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 人事院規則の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

嬉野市職員の育児休業等に関する条例（平成18年嬉野市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第10条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第42号

嬉野市営駐車場条例の一部を改正する条例について

嬉野市営駐車場条例（平成18年嬉野市条例第61号）の一部を別紙のように改正する。

平成29年6月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 利用者の利便性の向上等のため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市営駐車場条例の一部を改正する条例

嬉野市営駐車場条例（平成18年嬉野市条例第61号）の一部を次のように改正する。

別表備考2中「嬉野市嬉野インター第2駐車場」を「嬉野市嬉野インター駐車場及び嬉野市嬉野インター第2駐車場」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第43号

佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、神崎市・吉野ヶ里町葬祭組合を佐賀県市町総合事務組合に加入させ、議会の議員その他非常勤の地方公務員に係る公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務の共同処理に参加させるため、佐賀県市町総合事務組合規約を別紙のように変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成29年6月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数を増加させ、同組合規約を変更するため、議会の議決が必要である。

佐賀県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約

佐賀県市町総合事務組合規約（平成19年佐賀県指令18市町村第010014号）の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2第3条第7号に関する事務の項中「天山地区共同環境組合」を「天山地区共同環境組合 神崎市・吉野ヶ里町葬祭組合」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による知事の許可のあった日から施行する。

